



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 公安委員会規則

*1 和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則 1

○ 告示

138 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課) 3

139 有害図書等の指定 (青少年・男女共同参画課) 4

140 救急病院の認定 (医務課) 5

141 " (") 5

142 " (") 5

143 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定 (薬務課) 5

144 農用地利用配分計画の認可の申請 (経営支援課) 7

145 保安林の指定解除予定の通知 (森林整備課) 7

146 保安林予定森林 (") 7

147 保安林の指定 (") 8

148 保安林の指定施業要件の変更 (") 8

149 " (") 8

150 " (") 9

151 " (") 9

152 公共測量の実施 (技術調査課) 10

153 道路の区域変更 (道路保全課) 10

154 道路の供用開始 (") 10

155 道路の区域変更 (") 11

156 道路の供用開始 (") 11

157 道路の区域変更 (") 11

158 " (") 12

159 道路の供用開始 (") 12

160 平成29年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務に係る一般競争入札に参加する者
に必要な資格等 (教育委員会) 12

○ 選挙管理委員会告示

5 政治団体の届出事項の異動の届出 14

6 平成26年和歌山県選挙管理委員会告示第116号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正 15

7 平成27年和歌山県選挙管理委員会告示第114号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正 15

○ 公告

入札公告 (教育委員会) 16

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第1号

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年2月3日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埴 嗣

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察署組織規則（昭和32年和歌山県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1和歌山県岩出警察署の部中

| | |
|-----------------|--|
| 根来交番 (岩出市桜台) | 岩出市のうち 赤垣内、尼ヶ辻、安上、 今中、押川、金池、川尻、 紀泉台、北大池、桜台、新 田広芝、曾屋、西安上、根 来、野上野、波分、原、東 坂本、堀口、南大池、森、 山田、湯窪 |
| 畑毛交番 (岩出市畑毛) | 岩出市のうち 荊本、大町、岡田、金 屋、清水、高瀬、高塚、中 迫、西野、畑毛、備前、船 戸、溝川、宮、山崎 |

を

| | |
|-------------|---|
| 根来交番(岩出市桜台) | 岩出市のうち 相谷、尼ヶ辻、安上、今 中、押川、金池、川尻、紀 泉台、北大池、境谷、桜 台、西安上、根来、野上 野、波分、原、堀口、南大 池、森、山、山田 |
| 畑毛交番(岩出市畑毛) | 岩出市のうち 赤垣内、荊本、金屋、曾 屋、中黒、中島、西野、畑 毛、備前、湯窪、吉田 |
| 岡田交番(岩出市岡田) | 岩出市のうち 大町、岡田、清水、新田 広芝、高瀬、高塚、中迫、 西国分、東坂本、船戸、水 栖、溝川、宮、山崎 |

に改め、

同部山崎警察官駐在所(岩出市中黒)の項から上岩出警察官駐在所(岩出市西国分)の項までを削り、同表和歌山県和歌山東警察署の部中

| | |
|-------------|---|
| 宮交番(和歌山市太田) | 和歌山市のうち 秋月、有家、太田、太田一 丁目、太田二丁目、太田三丁 目、太田四丁目、北出島、黒 田、黒田一丁目、黒田二丁 目、津秦、出水、鳴神、納定 の一部 |
|-------------|---|

を

| | |
|-------------|--|
| 宮交番(和歌山市太田) | 和歌山市のうち 秋月、有家、太田、太田 一丁目、太田二丁目、太田 |
|-------------|--|

| | |
|---------------|---|
| | 三丁目、太田四丁目、北出島、黒田、黒田一丁目、黒田二丁目、津秦、出水、鳴神、納定の一部 |
| 高積交番（和歌山市井ノ口） | 和歌山市のうち 井ノ口、岩橋、大垣内、小倉、金谷、上三毛、栗栖、下三毛、下和佐、新庄、禰宜、吐前、東田中、布施屋、満屋、和佐関戸、和佐中 |

に改め、

同部西和佐警察官駐在所（和歌山市栗栖）の項、和佐警察官駐在所（和歌山市禰宜）の項及び小倉警察官駐在所（和歌山市上三毛）の項を削る。

別表第2中

| | | |
|-------------|-----------|--------|
| 和歌山県和歌山東警察署 | 安原西警察官連絡所 | 和歌山市冬野 |
|-------------|-----------|--------|

を

| | | |
|-------------|-----------|---------|
| 和歌山県岩出警察署 | 山崎警察官連絡所 | 岩出市中黒 |
| | 相谷警察官連絡所 | 岩出市相谷 |
| | 上岩出警察官連絡所 | 岩出市西国分 |
| 和歌山県和歌山東警察署 | 安原西警察官連絡所 | 和歌山市冬野 |
| | 小倉警察官連絡所 | 和歌山市上三毛 |

に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第138号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成29年3月23日まで縦覧に供する。

平成29年2月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日
平成29年1月23日
- 2 名称

特定非営利活動法人ジュンレーロ

3 代表者の氏名

小坂亮輔

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市和歌町13番地

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対してスポーツの普及・振興及び育成に関する事業、スポーツを通じた雇用機会の拡充を推進する事業を行い、地域住民の健全育成、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第139号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成28年12月20日指定した。

平成29年2月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 種 別 | 図 書 等 名 | コード番号 | 発 行 所 名 |
|------|--------------------|----------|------------|
| コミック | 恋愛ラブマックス 2月号 | 12080-2 | 秋田書店 |
| コミック | 月刊マガジンビーボーイ 2月号 | 18355-02 | リブレ |
| コミック | ビーボーイゴールド 2月号 | 17779-02 | リブレ |
| コミック | drapドラ 2月号 | 16695-02 | コアマガジン |
| コミック | ガッシュ 2月号 | 12467-2 | 海王社 |
| コミック | Dariaダリア 2月号 | 05839-02 | フロンティアワークス |
| コミック | キャラ 2月号 | 02973-02 | 徳間書店 |
| コミック | ほんとうに怖い童話 2月号 | 08103-2 | ぶんか社 |
| コミック | まんがグリム童話 2月号 | 08305-2 | ぶんか社 |
| コミック | ヤングコミック 2月号 | 08893-02 | 少年画報社 |
| コミック | 絶対恋愛Sweet 2月号 | 15557-02 | 笠倉出版社 |
| コミック | 恋愛白書パステル 2月号 | 19625-02 | 宙出版 |
| コミック | ayaアヤ 2月号 | 18815-02 | 宙出版 |
| 月刊誌 | 実話ドキュメント 2月号 | 15115-2 | マイウェイ出版 |
| 月刊誌 | 実話BUNKAタブー 2月号 | 05375-02 | コアマガジン |
| 月刊誌 | ファイナルボックス 2月号 | 17843-2 | マイウェイ出版 |
| 月刊誌 | エキサイティングマックス! 2月号 | 02091-2 | ぶんか社 |
| 月刊誌 | 実話ナックルズ 2月号 | 04877-2 | ミリオン出版 |
| 雑 誌 | 実話BUNKA超タブー Vol.17 | 05376-02 | コアマガジン |
| 雑 誌 | ボーイズキャピ! '17冬 | 17482-02 | 芳文社 |

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第140号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成29年2月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 医療法人研医会田辺中央病院
- 2 所在地 田辺市南新町147
- 3 有効期限 平成32年1月31日

和歌山県告示第141号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成29年2月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 西岡病院
- 2 所在地 有田郡有田川町小島278-1
- 3 有効期限 平成32年1月31日

和歌山県告示第142号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成29年2月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 国保すさみ病院
- 2 所在地 西牟婁郡すさみ町周参見2380
- 3 有効期限 平成32年1月31日

和歌山県告示第143号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第11条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

平成29年2月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、「BASTARD」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (2) 次の写真に示すとおり、「HUGGER」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (3) 次の写真に示すとおり、「G-DIVE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (4) 次の写真に示すとおり、「G-HIGH」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (5) 次の写真に示すとおり、「G-MELT」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (6) 次の写真に示すとおり、「G-HAVEN」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (7) 次の写真に示すとおり、「GRAVITY LOVE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。

- (8) 次の写真に示すとおり、「XTC BOOSTER」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (9) 次の写真に示すとおり、「Sexy Moon」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (10) 次の写真に示すとおり、「ACE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (11) 次の写真に示すとおり、「Crocodile」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (12) 次の写真に示すとおり、「Blizzard」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (13) 次の写真に示すとおり、「REPLAY」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (14) 次の写真に示すとおり、「Neverland」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (15) 次の写真に示すとおり、「flying high」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (16) 次の写真に示すとおり、「妄想MAX」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (17) 次の写真に示すとおり、「SPINNER」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (18) 次の写真に示すとおり、「SEX BOMB」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (19) 次の写真に示すとおり、「PULSE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (20) 次の写真に示すとおり、「ABEL」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (21) 次の写真に示すとおり、「Essence」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (22) 次の写真に示すとおり、「Bubble」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (23) 次の写真に示すとおり、「Trip Zone」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (24) 次の写真に示すとおり、「Quick Time」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (25) 次の写真に示すとおり、「Syrup」と表示のある製品であって、その内容物がゲル状のもの。
- (26) 次の写真に示すとおり、「Diamond Scull」と表示のある製品であって、その内容物がゲル状のもの。
- (27) 次の写真に示すとおり、「8」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (28) 次の写真に示すとおり、「M」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (29) 次の写真に示すとおり、「JET STREAM」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (30) 次の写真に示すとおり、「Abnormal」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (31) 次の写真に示すとおり、「Reset」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (32) 次の写真に示すとおり、「Eros」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (33) 次の写真に示すとおり、「夜顔」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (34) 次の写真に示すとおり、「Sex Mania」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (35) 次の写真に示すとおり、「H」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (36) 次の写真を付して、「การปฏิวัติ (革命)」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (37) 次の写真に示すとおり、「悶絶とろとろ2」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (38) 次の写真に示すとおり、「恍惚ドロドロ2」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (39) 次の写真を付して、「คนฝรั่ง (白人)」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (40) 次の写真に示すとおり、「鮫男」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (41) 次の写真に示すとおり、「淫」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (42) 次の写真に示すとおり、「AAA-Z」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (43) 次の写真に示すとおり、「GORDEN ANTHEM」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (44) 次の写真に示すとおり、「Fist fuck」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (45) 次の写真に示すとおり、「アナ潮」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (46) 次の写真に示すとおり、「ヒクヒク拡張」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (47) 次の写真に示すとおり、「雄汁 Taratara」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (48) 次の写真を付して、「เด็กผู้ชาย (少年)」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。

(49) 次の写真に示すとおり、「Xmas Liquid」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。

(次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。)

2 指定理由

興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすことが標ぼうされ、その製品の用途及び使用方法に反して、身体に使用されるおそれがあるため

3 施行期日

平成29年2月3日

和歌山県告示第144号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成29年1月23日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び海草振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成29年2月16日まで縦覧に供する。

平成29年2月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 農用地利用配分計画の番号 | 賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番 |
|---------------|-----------------------|
| 平成28年度第116号-1 | 海南市下津町橋本字上中津尾524-1外3筆 |
| 平成28年度第116号-2 | 海南市下津町引尾字鯛ノ峯1473-1外3筆 |

和歌山県告示第145号

農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、告示する。

平成29年2月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 解除予定保安林の所在場所 新宮市熊野川町西字古所谷68の1
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第146号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年2月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字沼谷字不動山412の18から412の20まで
- 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第147号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成29年2月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字宇井苔字林314の1、328、332、335、345の10

- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字林328・332・335・345の10（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第148号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年2月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第149号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年2月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第150号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年2月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第151号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年2月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第152号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局紀南河川国道事務所から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成29年2月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成29年1月23日から同年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県西牟婁郡すさみ町里野地区

和歌山県告示第153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年2月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 日高印南線

| 区 間 | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員 メートル | 延 長 メートル | 備 考 |
|--|------|----------------------|-------------|-----|
| 日高郡印南町大字印南原字白川 碓3944番1地先から同町大字印 南原字津井田3725番1地先まで | 旧 | 7.32 ） 17.02 | 95.62 | |
| 同上 | 新 | 7.32 ） 21.22 | 95.62 | |

和歌山県告示第154号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年2月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 日高印南線

供用開始の区間 日高郡印南町大字印南原字白川碓3944番1地先から同町大字印南原字津井田3725番1地先まで

供用開始の期日 平成29年2月3日

和歌山県告示第155号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年2月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山田岸上線

| 区 間 | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員 メートル | 延 長 メートル | 備 考 |
|-----------------------------------|------|----------------------|-------------|-----|
| 橋本市吉原字中平819番1地先から同市吉原字下平879番1地先まで | 旧 | 5.22 } 6.08 | 93.23 | |
| 同上 | 新 | 6.83 } 7.61 | 93.23 | |

和歌山県告示第156号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年2月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 山田岸上線

供用開始の区間 橋本市吉原字中平819番1地先から同市吉原字下平879番1地先まで

供用開始の期日 平成29年2月3日

和歌山県告示第157号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年2月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山田岸上線

| 区 間 | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員 メートル | 延 長 メートル | 備 考 |
|-----|------|----------------------|-------------|-----|
| | | | | |

| | | | | |
|---------------------------------------|---|---------------------|--------|--|
| 橋本市吉原字東尾901番1地先から同市神野々字下戸津井谷232番1地先まで | 新 | 17.54 } 64.91 | 491.84 | |
|---------------------------------------|---|---------------------|--------|--|

和歌山県告示第158号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年2月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 古井西の地線

| 区 間 | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員 メートル | 延 長 メートル | 備 考 |
|--|------|----------------------|-------------|-----|
| 日高郡印南町大字宮ノ前字五反長1012番地先から同町大字西ノ地字坂口2418番1地先まで | 旧 | 8.46 } 22.13 | 71.39 | |
| 同上 | 新 | 12.69 } 35.48 | 71.39 | |

和歌山県告示第159号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年2月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 古井西の地線

供用開始の区間 日高郡印南町大字宮ノ前字五反長1012番地先から同町大字西ノ地字坂口2418番1地先まで

供用開始の期日 平成29年2月3日

和歌山県告示第160号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、平成29年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成29年2月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

平成29年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務

(2) 契約期間

平成29年4月3日（月）から平成30年3月30日（金）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、平成29年2月3日（金）現在において、次の要件をいづれも満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められ一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 自己、自社の役員又はその支店若しくは営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者が、次のアからカまでのいずれにも該当しない者で、かつ、将来にわたって該当しないことを確約できる者であること。

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められる者

エ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められる者

(4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

(6) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

(7) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。

(8) 同種の旅客運送についての1年以上の運送業務の実務経験を有する者が1名以上所属している者であること。

(9) 次のいずれかの実績を有する者であること

ア 過去5か年の間に路線を運行する一般乗合用のバス（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものをいう。）を運行した実績

イ 過去5か年の間に種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これを誠実に履行した実績（民間企業等の実績を含む。）

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 直近1事業年度分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 和歌山県が課する県税全税目

(ウ) 直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあっては、直近1年度分の市町村民税）

ク 業務経験等証明書

ケ 誓約書

コ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

サ 2の(9)に掲げる実績を有することを証明する書類

(2) (1) のア、イ、カ及びクからコまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成29年2月3日（金）から同月16日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成29年2月3日（金）から同月20日（月）までの午前9時から午後5時30分までの間に和歌山県教育庁教育総務局総務課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成29年2月3日（金）から同月20日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5 に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県教育庁教育総務局総務課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館6階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3642

ファクシミリ番号 073-432-4517

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を平成29年3月16日（木）までに通知する。

7 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、平成29年3月31日（金）までに書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、平成29年4月5日（水）までに、当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年2月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

その他の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
|-------------|--------|------------|-------------|-------------|----------------|
| 福山晴美後援会 | 出口秀幸 | 主たる事務所の所在地 | 岩出市中迫235-1 | 岩出市吉田27-8 | 平成 28.12.3 |
| | | 代表者 | 出口秀幸 | 打越進 | |
| 上野耕志後援会 | 上野耕志 | 代表者 | 上野耕志 | 栗山紳一郎 | 平成 28.12.12 |
| 山下なおや後援会 | 吉田眞三 | 代表者 | 吉田眞三 | 長尾明 | 平成 28.12.1 |
| 尾和弘一後援会 | 山崎知行 | 政治団体の名称 | 尾和弘一後援会 | 市政に新風 | 平成 28.12.10 |
| 井出益弘後援会 | 渡辺勝年 | 代表者 | 渡辺勝年 | 綿貫昭則 | 平成 28.12.25 |
| にさか吉伸日高郡後援会 | 森下誠史 | 主たる事務所の所在地 | 日高郡美浜町三尾110 | 日高郡みなべ町筋776 | 平成 28.12.27 |
| | | 代表者 | 森下誠史 | 小谷芳正 | |
| | | 会計責任者 | 日裏勝己 | 森下誠史 | |

和歌山県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成26年和歌山県選挙管理委員会告示第116号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部を次のとおり訂正し、公表する。

平成29年2月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

別冊の政治団体の収支報告書（平成25年分）の要旨【政党の支部】の表自由民主党和歌山県第一選挙区支部の項中

「2 支出総額 24,139,184」を「2 支出総額 24,084,184」に、
「政治活動費 14,516,723」を「政治活動費 14,461,723」に、
「組織活動費 3,833,100」を「組織活動費 3,778,100」に
訂正する。

和歌山県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成27年和歌山県選挙管理委員会告示第114号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部を次のとおり訂正し、公表する。

平成29年2月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

別冊の政治団体の収支報告書（平成26年分）の要旨【政党の支部】の表自由民主党和歌山県第一選挙区支部の項中

| | | | | | |
|------------------|---------------------------------|---|------------------|---------------------------------|----|
| 「1 収入総額 前年繰越額 | <u>64,336,774</u> 20,831,935 | を | 「1 収入総額 前年繰越額 | <u>64,391,774</u> 20,886,935 | に、 |
| 「2 支出総額 | <u>33,878,482</u> | を | 「2 支出総額 | <u>33,733,482</u> | に、 |
| 「政治活動費 組織活動費 | 22,700,978 4,642,976 | を | 「政治活動費 組織活動費 | 22,555,978 4,497,976 | に |

訂正する。

公 告

入 札 公 告

平成29年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成29年2月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成29年度

(2) 業務の名称

和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務

(3) 業務の内容

仕様書による。

(4) 業務履行場所

仕様書による。

(5) 履行期間

平成29年4月3日（月）から平成30年3月30日（金）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

平成29年和歌山県告示第160号に規定する平成29年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館6階

和歌山県教育庁教育総務局総務課

(2) 期間

平成29年2月3日（金）から同年3月16日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) 入札説明書等について質問がある者は、平成29年2月3日（金）から同月20日（月）までの午前9時か

ら午後5時30分までの間に和歌山県教育庁教育総務局総務課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁本館3階 3-A会議室

(2) 日時

平成29年2月16日（木）午後5時10分

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

5の(1)に同じ。

イ 入札日時

平成29年3月17日（金）午後3時00分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県教育庁教育総務局総務課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県教育庁教育総務局総務課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) 契約の締結と予算の成立

この一般競争入札による契約の締結は、当該契約に係る平成29年度和歌山県一般会計当初予算の成立後に行うものとする。必要な予算が成立しない場合には、当該入札は無効とする。

また、当該予算についての和歌山県議会の審議状況に応じて、当該入札を中止し、延期し、又は必要な変更を行うことがある。

(2) この一般競争入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県教育庁教育総務局総務課

イ 所在地

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館6階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3642

ファクシミリ番号 073-432-4517

(3) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Bus Operation Business of Wakayama Kita High school (period : 3 April 2017 - 30 March 2018)

(2) Date and time for tender :

3:00 P.M. Friday 17 March 2017

(3) Contact point for the notice :

General Affairs Division of Wakayama Prefectural Board of Education,

1-2-1 Minatodoricho Kita Wakayama City, 640-8262 Japan

TEL 073-441-3642

FAX 073-432-4517